

クラブ会則

第1条（名称）

当施設は ユーアイスポーツクラブ南浦和 と称します。（以下、本クラブという）

第2条（所在地）

埼玉県さいたま市南区太田窪 5-7-7

第3条（目的）

会員が本クラブの施設を利用して心身の健康維持管理をはかることに協力することを目的とします。

第4条（運営管理）

本クラブの運営管理は、レックス総研(有)（東京都世田谷区世田谷 1-30-16）がおこないます。

第5条（会員）

本クラブ会則及び施設利用規定などクラブの定めた事項を承諾し、所定の入会手続きを完了した方を会員とします。

第6条（会員資格対象者）

- ・クラブ会員は原則として16歳以上。
ただし、幼児・児童スイミングスクールは0歳児（生後6ヶ月以上）から対象者とします。
- ・健康に特別異常がなく、自己管理能力のある方。
（妊娠している方は入会できません。）
- ・刺青（タトゥー）者は入会できない。また、入会後に判明した場合も退会とする。
- ・会費未納により会員資格を失った者の再入会は認めない。
- ・会員が死亡した場合は会員資格を失うものとします。

第7条（会員証）

- ・会員はクラブを利用するとき、本クラブの発行した会員証を提示してください。

第8条（会費などの支払い）

- ・入会金、月会費は別紙（会員種別）に定める金額とします。
- ・会費は前納制です。
入会の際、会員が指定した金融機関の指定口座より毎月26日に翌月分が自動引き落としされます
- ・一旦納入された諸会費は理由の如何にかかわらず返還いたしません。

第9条（諸手続き）

- ・休会、変更手続き
前月の10日までに所定の用紙に手数料を添えて届け出てください。
休会費1ヶ月1,100円（税込）、変更費550円（税込）
- ・退会手続き
退会される方は会員証ご持参の上、当月10日（10日が休館日の場合は9日）までに受付窓口在所定の用紙を届出下さい。

- ・会員証の再発行は、再発行費 550 円(税込)がかかります。
- ・諸手続きはお電話ではお受けできません。

第 10 条(除名)

- ・本会則に違反する行為があったとき。
- ・所定の会費、休会費などを納入しないとき。
- ・故意にクラブの施設などを破損し、クラブの秩序を乱したときは除名処分とさせていただきます。

第 11 条(ビジター)

本クラブの会員以外は、原則として施設利用できません。ただし、クラブが認めたときはその限りではない。

第 12 条(事故)

- ・会員は自己の責任と管理においてクラブ施設を利用してください。
- ・指導員管理下での不慮の事故は、クラブの誠意のもとその責任を取らせていただきますが、管理外と思われる事故には、一切の責任を負いません。
- ・クラブ内で発生した盗難、傷害、その他事故については、一切の責任を負いません。

第 13 条(施設利用)

- ・開館時間 火、水、木、金、土 AM10:00～PM10:00
日 AM10:00～PM 5:00
祝日、祭日は通常通り営業しております。

- ・会員の施設利用の範囲、及び時間帯は別表(会員種別表)に定めます。
- ・ジュニアスクール(スイミング・ダンス)の開講内容は年間授業カレンダーに定めます。
- ・やむを得ない理由により、全施設又は一部を廃止や使用制限することがあります。

第 14 条(休館日)

- ・毎週月曜日
- ・夏季、冬季、メンテナンス(年予定カレンダーに提示)
- ・ジュニアスクール(スイミング・ダンス)は年間授業カレンダーに定めます。
- ・やむをえない理由により臨時休館する場合があります。

第 15 条(改正)

本会則は本クラブが必要に応じて改正変更することができ、その効力はすべての会員におよぶものとします。